



# 大津市公報

令 和 6 年 7 月 3 日  
号 外 (第 48 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
○ 条	
53 大津市議会会議条例及び大津市議会委員会条例の一部を改正する条例	1

## 条 例

大津市議会会議条例及び大津市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

大津市長 佐 藤 健 司

### 大津市条例第53号

大津市議会会議条例及び大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

(大津市議会会議条例の一部改正)

#### 第1条 大津市議会会議条例(平成26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(議場内における印刷物等の配布又は持込みの許可)</p> <p><b>第55条</b> 議員は、議場内において、議案書等の共通資料のほか、印刷物等を配布し、又はこれらを持ち込むときは、議長の許可を受けなければならない。</p> <p>(情報通信端末機器の使用)</p> <p><b>第55条の2</b> 議員は、<u>情報通信端末機器(議会が指定するタブレット型端末及びパーソナルコンピュータに限る。以下同じ。)</u>を議場内に持ち込み<u>会議に活用することができる。ただし、前条の運用を電子データにより行うときは、議長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 議員の情報通信端末機器の使用については、第54条の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 第1項本文及び前項の規定は、答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。</u></p>	<p>(議場内における印刷物等の配布又は持込みの許可)</p> <p><b>第55条</b> 議員は、議場内において、議案書等の共通資料のほか、印刷物等を配布し、又はこれらを持ち込むとき <u>(次条に規定する情報通信端末機器に電子データを送信する場合を含む。)</u>は、議長の許可を受けなければならない。</p> <p>(情報通信端末機器の使用)</p> <p><b>第55条の2</b> 議員は、<u>情報通信端末機器を議場内に持ち込み、会議に活用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。</u></p> <p><u>3 第54条の規定は、議員及び答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。</u></p>

(大津市議会委員会条例の一部改正)

#### 第2条 大津市議会委員会条例(平成26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員会室等における印刷物等の配布又は持込みの許可)</p> <p><b>第45条の3</b> 委員は、委員会室等において、議案書等の共通資料のほか、印刷物等を配布し、又はこれらを持ち込むときは、委員長の許可を受け</p>	<p>(委員会室等における印刷物等の配布又は持込みの許可)</p> <p><b>第45条の3</b> 委員は、委員会室等において、議案書等の共通資料のほか、印刷物等を配布し、又はこれらを持ち込むとき <u>(次条に規定する情報</u></p>

なければならない。

(情報通信端末機器の使用)

**第45条の4** 委員は、情報通信端末機器(議会が指定するタブレット型端末及びパーソナルコンピュータに限る。以下同じ。)を委員会室等に持ち込み会議に活用することができる。ただし、前条の運用を電子データにより行うときは、委員長の許可を受けなければならない。

2 委員の情報通信端末機器の使用については、第45条の2の規定を準用する。

3 第1項本文及び前項の規定は、答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。

通信端末機器に電子データを送信する場合を含む。)は、委員長の許可を受けなければならない。

(情報通信端末機器の使用)

**第45条の4** 委員は、情報通信端末機器を委員会室等に持ち込み、会議に活用することができる。

2 前項の規定は、答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。

3 第45条の2の規定は、委員及び答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。